

議案第66号

二宮町ふるさとの家条例を別紙のように廃止する。

平成27年12月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

平成7年度より生涯学習の研修施設として活用してきたが、利用者の減少などに伴い、二宮町ふるさとの家を廃止するにあたり、本条例を廃止するために提案する。

## 二宮町ふるさとの家条例を廃止する条例

二宮町ふるさとの家条例（平成7年二宮町条例第8号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。